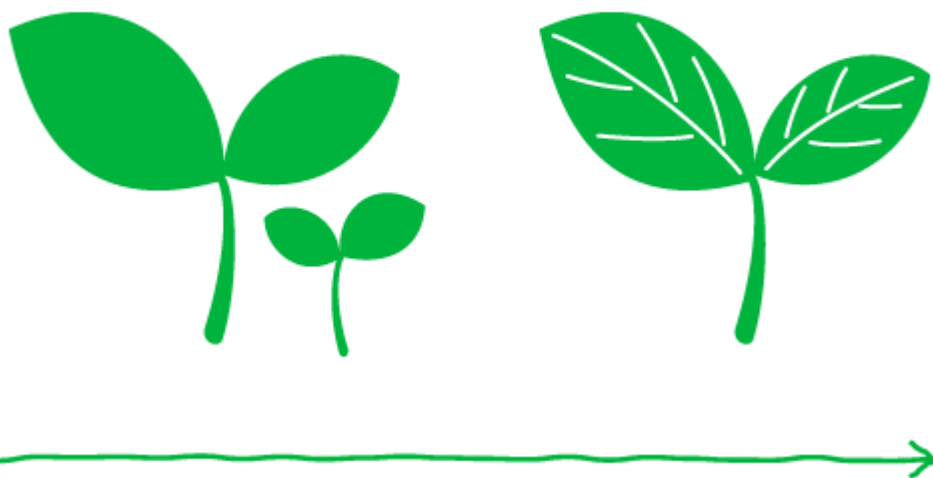


豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱



令和6年4月

豊橋市環境部環境保全課

目 次

豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱	1
汚染土壌処理施設の立地に関する基準	4
汚染土壌処理施設の構造に関する基準	5
汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準	8
汚染土壌の保管に関する基準	10
事前協議書に係る添付書類一覧表	11
関係法令等との調整方法	13
豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱実施要領	15
要領に基づく様式	16
参考資料 汚染土壌処理業の許可申請に係る事前手続きフロー	22

豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
 - 第 2 章 汚染土壌の適正な処理（第 6 条）
 - 第 3 章 事前協議（第 7 条－第 16 条）
 - 第 4 章 許可の申請等（第 17 条－第 20 条）
 - 第 5 章 雑則（第 21 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。)に規定する汚染土壌処理の業を行う者に対し、法令及び条例等に定めるもののほか、汚染土壌処理施設の設置等に関し、必要な指導を行うことにより、周辺地域の生活環境の保全に配慮した汚染土壌の適正な処理の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第 16 条第 1 項に規定する土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成 18 年豊橋市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する汚染土壌の処理の事業の用に供する施設をいう。
- (3) 汚染土壌処理施設の設置 汚染土壌処理施設の新たな設置又は法第 23 条第 1 項の規定により許可を受けようとする変更をいう。
- (4) 事業者 法第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項に規定する許可を受けようとする者をいう。
- (5) 汚染土壌処理業者 前号の許可を受けた者をいう。
- (6) 関係地域 条例第 2 条第 8 号に規定する関係地域をいう。
- (7) 関係住民 条例第 2 条第 9 号に規定する関係住民をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、周辺地域の生活環境の保全に配慮した汚染土壌処理施設の設置が適正かつ円滑に行われるように、事業者及び汚染土壌処理業者に対し、関係地域の環境の保全に十分配慮するよう指導するとともに、関係地域への必要な情報提供及び適切な啓発に努めるものとする。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、汚染土壌処理施設の設置に当たっては、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

（汚染土壌処理業者の責務）

第 5 条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌を適正に処理するとともに、環境負荷の軽減に努めなければならない。

- 2 汚染土壌処理業者は、汚染土壌を適正に処理するための施設整備に努めるとともに、当該処理に伴う責任者の設置等の管理体制の整備充実を図るものとする。
- 3 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理状況等を常に把握するとともに、汚染土壌の処理を当該汚染土壌処理業者に委託する者との委託契約に当たり、自らの処理能力に見合った受託をしなければならない。

- 4 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全に十分な配慮を行うとともに、当該施設及び処理等に関し関係住民の求めに応じ、誠意をもって説明するものとする。
- 5 汚染土壌処理業者は、その従業員に対して汚染土壌の適正処理に関する教育に努めるものとする。
- 6 汚染土壌処理業者は、その事業に関連する者に対して汚染土壌の適正処理及び処理技術についての指導及び助言に努めるものとする。

第 2 章 汚染土壌の適正な処理

(施設整備等の基準)

- 第 6 条 事業者は、周辺地域の生活環境の保全に配慮した事業計画の策定、事前の調査等を行ったうえで汚染土壌処理施設の計画的な整備に努めるものとする。この場合において、当該施設に関し周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設（その施設の特性上、人が利用し、その利用者に共通の特質がある施設であって、学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する施設をいう。）について適正な配慮がなされたものでなければならない。
- 2 事業者は、市長が別に定める立地の基準及び構造の基準を遵守するものとする。
 - 3 汚染土壌処理業者は、当該施設の維持管理について、市長が別に定める維持管理の基準を遵守するものとする。
 - 4 汚染土壌処理業者は、汚染土壌を保管するときは、市長が別に定める保管の基準を遵守するものとする。

第 3 章 事前協議

(事前協議書の提出)

- 第 7 条 事業者は、条例第 5 条第 1 項に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）の提出に先立ち、市長に協議しなければならない。
- 2 前項の場合において事業者は、別に定める汚染土壌処理施設の設置に係る計画について記載した汚染土壌処理施設設置事前協議書（以下「事前協議書」という。）に別に定める書類及び図面を添付し、市長に提出しなければならない。
(審査及び現地調査)
- 第 8 条 市長は、事前協議書の提出を受けたときは、第 6 条第 2 項から第 4 項までに定める各基準に適合するかどうかについて審査するものとする。
- 2 前項の場合において、市長は、担当職員に現地調査を行わせるものとする。この際、事業者は必ず立会いをし、当該内容について説明をしなければならない。
(関係法令等との調整)
- 第 9 条 市長は、事前協議書に関し、別に定める方法により関係法令等を所管する他の課長等（以下「関係課長等」という。）と連絡を取り、汚染土壌処理施設の設置及び周辺地域の生活環境の保全について、関係法令等との調整を図るものとする。
- 2 事業者は、前項の関係法令等との調整に関し、あらかじめ事前協議書の写しを関係課長等に持ち回り、提出するものとする。この場合において、関係課長等に説明を求められたときは、事業者は当該内容について説明しなければならない。また、関係課長等から資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
(指導事項の通知等)
- 第 10 条 市長は、関係課長等との調整の後、指導すべき事項があると認めるときは、事業者に対し、当該事項を通知するものとする。
- 2 前項の規定により通知を受けた事業者は、必要な措置を検討の上、別に定める指導事項検討結果報告書を速やかに市長に提出するものとする。

- 3 事業者は、前項の規定による指導事項検討結果報告書を提出し、事前協議終了の通知を受けた以後でなければ、事業計画書を提出することができない。

第 4 章 許可の申請等

(許可の申請)

- 第 11 条 事業者は、条例の手続きの終了後、法の規定による汚染土壌処理業の許可の申請を行うものとする。

(施設の設置の着手等)

- 第 12 条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の設置に着手する前に別に定める着手届及び工程表（以下「着手届等」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された着手届等の内容が、関係地域の生活環境の保全上に支障が生じるおそれがあると判断した場合は、当該着手届等の変更を指導することができる。

- 3 汚染土壌処理業者は、着手届等が受理された後でなければ汚染土壌処理施設の設置に着手してはならない。

(施設利用の制限)

- 第 13 条 着手届等を提出した汚染土壌処理業者は汚染土壌処理施設の設置が完了したときは、別に定める完了届を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により完了届が提出されたときは、当該届に係る施設を実地にて検査するものとする。

- 3 汚染土壌処理業者は、前項の規定による検査を受けた後でなければ汚染土壌処理施設を使用してはならない。

(施設の廃止後の適正管理)

- 第 14 条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設を廃止した後においても、当該施設の跡地について、周辺地域の生活環境の保全に十分配慮し、適正な管理に努めるものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

- 第 15 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される条例第 5 条第 1 項の規定による事業計画書に係る汚染土壌処理施設の設置について適用し、施行日前に提出されている改正前の豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱第 7 条第 2 項の規定による事前協議書に係る汚染土壌処理施設の設置等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱の規定により作成されている様式第 1 から第 4 は、改正後の豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

汚染土壌処理施設の立地に関する基準

1 周辺環境に関する要件

- (1) 上水道、簡易水道等の飲料水への影響のおそれがないこと。
- (2) 河川、水路、湖沼等及び地下水の汚濁による生活環境へのおそれがないこと。
- (3) 史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に対する影響のおそれがないこと。
- (4) 大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境への影響のおそれがないこと。
- (5) 地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれがないこと。

2 立地に関する要件

- (1) 汚染土壌処理施設の用に供する土地及び建物等の使用権原が得られること。
- (2) 汚染土壌処理施設で取り扱う汚染土壌の有害物質の種類、処理の方法その他必要な事項について、敷地及び建物等の所有者並びに次に掲げる者から理解が得られること。ただし、事業者の責めに帰すことができない事由により理解を得ることができないときは、市長にその経過について書面により報告するものとする。
 - ア 汚染土壌処理施設の用に供する土地に隣接する6メートル以内にある土地の所有者
 - イ 汚染土壌処理施設の用に供する土地までの搬出入道路の中心線から水平距離3メートル以内にある土地の所有者
 - ウ 排水を直接放流する水路等の管理者（国又は地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）
 - エ その他市長が生活環境の保全上から必要と認める者
- (3) 汚染土壌処理施設の用に供する土地への主たる搬出入口が面する道路は、次の要件を有していること。
 - ア 道路幅員は、周辺地域の生活環境に配慮するとともに、搬出入車両の通行に支障がないよう十分に確保すること。
 - イ 必要に応じて、安全施設等の整備が行われること。
- (4) 汚染土壌処理施設の用に供する土地の境界が明らかなこと。
- (5) 関係法令の規制を受けている場合には、当該法令による許認可等が得られること。

汚染土壌処理施設の構造に関する基準

第1 共通事項

1 囲い等に関する要件

- (1) 汚染土壌処理施設の用に供する土地には、外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、かつ、保管する区画が明確にされた場所であること。
- (2) 囲いは、原則として汚染土壌処理施設の用に供する土地の全周囲に設けられていること。
- (3) 囲いは、原則として地盤面より1.8メートル以上の高さとし、耐久性を有し、風雨等により容易に破損しない構造であること。
- (4) 汚染土壌処理施設の用に供する土地への出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。

2 掲示板等に関する要件

- (1) 汚染土壌処理施設の用に供する土地への出入口の見易い箇所に、次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - ア 掲示板は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。
- (2) 掲示板は、次の事項を表示すること。
 - ア 汚染土壌処理施設であること。
 - イ 汚染土壌処理業の許可番号
 - ウ 汚染土壌処理業の許可を受けた者の住所、氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)、連絡先電話番号
 - エ 汚染土壌処理施設の所在地
 - オ 汚染土壌処理施設の種類及び処理能力
 - カ 汚染土壌処理施設で処理することができる汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類
 - キ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

第2 汚染土壌処理施設の構造要件

1 汚染土壌処理施設（埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設を除く。）の構造要件

- (1) 一連の処理工程が建物内において行われること。なお、当該建物における汚染土壌の搬出入口等は、臭気が外部に漏れることを防止するための扉を備えていること。
- (2) 汚染土壌処理施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。
- (3) 汚染土壌処理施設の用に供する土地から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理施設が設けられていること。
- (4) 汚染土壌処理施設から発生する臭気を処理するため、十分な脱臭効果を有する機械装置その他の必要な措置が講じられていること。
- (5) 汚染土壌の処理のために用いる薬剤等により、周辺的生活環境を損なわない建物構造、機械装置その他の必要な措置が講じられていること。

- (6) 敷地境界の内側に沿って緑地のほか臭気対策上有効な塀等の緩衝帯等が設けられていること。
- (7) 汚染土壌処理施設の用に供する土地から汚染土壌が飛散、流出、地下への浸透並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講じること。
 - ア 汚水を生じるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝、処理槽その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - イ 汚染土壌処理施設は、屋内に設置し、悪臭の漏れを防止するため密閉構造であるか又は脱臭装置が設けられていること。ただし、一方向でも壁のない構造物の場合は、雨水等の影響を少なくするためにアで規定する対策を講じること。
- (8) 汚染土壌に含まれる特定有害物質の特性ごとに区分し、又その他のものと混合するおそれがないように区分して保管できる仕切壁等が設けられていること。汚染土壌処理施設は、十分な耐腐食性を有し、流出漏れがないことを点検できる構造であること。
- (9) 災害が発生した場合、被害を最小限に抑える消火活動や汚染土壌等の拡散防止のための消火器その他の災害対策設備が設けられていること。
- (10) 汚染土壌処理施設へ外部から雨水等が流入するのを防止するため、開渠その他の設備（以下「開渠等」という。）が設けられていること。
- (11) 汚染土壌処理施設の用に供する土地には、運搬車両、従業者等のための駐車場が設けられていること。

2 埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設の構造等要件

- (1) ボーリング調査
 - 埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設（以下「埋立処理施設等」という。）計画地の地下水及び地盤支持力等を把握するため、次によりボーリング調査を行うこと。
 - ア 埋立処理施設等全体の地下水位、地下水の水質等が把握できる2地点以上で行うこと。
 - イ 擁壁等の構造物を設ける場合は、当該構造物を設置する地点において行うこと。この場合、前号と重複しない地点で行うものとする。
 - ウ 掘進深度は、埋立地の最深部を上回る深さとし、地下水位及び支持地盤強度等の確認ができる深さとする。
- (2) 基準高の設定
 - 埋立処理施設等の周辺には、埋立処理施設等の築造、汚染土壌の埋立高さ、覆土の高さ等を常に判別することができる基準高（仮ベンチマーク）が2箇所以上設けられていること。この場合の基準高は、沈下等変位のない位置及び構造により設置されていること。
- (3) 区域杭
 - 埋立処理施設等の区域を明確にするため、全ての変化点に区域杭が設けられていること。この場合の区域杭の規格は、コンクリート製の境界杭（100ミリメートル×100ミリメートル×1,000ミリメートル以上とする。）とし、杭頭部100ミリメートルの部分が赤色に着色されていること。

(4) 保安距離

埋立処理施設等と境界線の間には、原則として水平距離で2メートル以上の保安距離が確保されていること。ただし、えん堤を設置する場合にあっては法尻から、擁壁等を設置する場合にあっては基礎部前面から、それぞれ埋立処理施設等の境界線までの間に確保されていること。

(5) 造成設計

現地の条件に最も適合した構造物が建設されるよう、次により設計を行うこと。

ア 工事の内容を把握した上で、地形、地質、周辺環境等の調査結果を十分に踏まえて行うこと。

イ 擁壁、貯留構造物等（以下「貯留構造物等」という。）にあっては、自重その他の荷重、圧力、地震力等に対して構造耐力上安全が確認できること。この場合、安定計算の対象として土圧、廃棄物の圧力、基礎地盤の支持力、貯留構造物等の転倒・滑動に対する応力、円弧滑りに対する応力、地震時の応力等を用い、貯留構造物等の安全性が確認されていること。なお、地震時の安定計算（設計水平震度）については、大規模地震動に対応できるものとする。

ウ 計画、設計及び計算に当たっては最新の文献を参照し、その根拠を明確にするとともに、出典を明らかにすること。

(6) 汚染土壌処理施設の用に供する土地には、運搬車両、従業者等のための駐車場が設けられていること。

汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準

1 施設の能力

受け入れる汚染土壌の種類及び量が当該施設の保管能力又は処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該汚染土壌の性状の分析又は計量の結果を把握すること。

2 放流水の検査

汚染土壌処理施設からの排水を公共の水域に放流する場合には、その水質を生活環境の保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。

3 排水処理設備

排水処理設備が設けられている場合は、正常な機能を確保するため、定期的に点検等を行うこと。

4 排ガスの検査

煙突等から排出される排ガス（以下「排ガス」という。）による生活環境の保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。

5 囲い等

- (1) 囲い等が破損した場合は、直ちに補修、復旧すること。
- (2) 作業終了後又は作業員等が不在のときは、出入口を閉鎖し、門扉を施錠しておくこと。

6 立札等

- (1) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講じること。
- (2) 立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修、復旧すること。

7 火災防止等

火災が発生した場合、被害を最小限に抑える消火活動や汚染土壌等の拡散防止のための消火器その他の災害対策設備を備え、常に所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。

8 雨水等の流入防止

開渠その他の設備（以下「開渠等」という。）の機能を維持するため、定期的な点検を行い開渠等に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講じること。

9 汚染土壌の搬入等

- (1) 汚染土壌の搬出入については、早朝、夜間及び通学時間帯は避けて行うこと。また、通学路や生活道路を避けるなど交通安全や地域の生活に支障が生じないようにすること。

(2) 搬入された汚染土壌については、処理できる品目以外の汚染土壌の混入を避けるため及び搬入出事業者を確認するため、次により管理すること。

ア 運搬車両から汚染土壌を荷降ろしする前に、搬入された汚染土壌が保管できる状態であるか確認すること。

イ 汚染土壌を運搬する事業者又は搬入する汚染土壌については、常に契約書、搬出汚染土壌管理票等により確認すること。

10 記録の保存

汚染土壌処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成するとともに、3年間保存することとし、周辺地域の生活環境の保全上の利害関係を有する者から閲覧等の請求があった場合は、誠実に応じること。

11 事故防止、定期点検

汚染土壌処理施設の正常な機能の維持管理、汚染土壌処理施設の破損その他の事故の防止、地震等災害への対応のため、日頃より定期的に巡回監視、点検及び機能検査を行うこと。

汚染土壌の保管に関する基準

1 保管容量等

保管場所の容量以上の汚染土壌を受け入れてはならない。

2 施設能力に見合った汚染土壌の保管等

- (1) 汚染土壌の保管は、保管能力に見合った適正なものとするとともに、保管期間は、できる限り短期間とすること。
- (2) 保管にあたっては、汚染土壌の種類又は性状の異なる物を混合しないこと。

3 飛散・流出、悪臭等の防止

保管場所から汚染土壌が飛散や流出しないように、また特定有害物質の地下浸透及び悪臭の発生がないように定期的に点検し、清掃等必要な措置を講じること。

4 騒音、振動及び粉じんの発生防止

保管の作業及び運搬車両等並びに積替え・保管作業に使用する機械により周辺的生活環境に支障が生じることがないように点検、散水等必要な措置を講じること。

事前協議書に係る添付書類一覧表

書類及び図面	浄化等 処理施設	セメント 製造施設	埋立 処理施設 等※1	分別等 処理施設
1 施設の位置に関するもの				
①施設の位置図：概ね 1/10,000 (計画位置、道路、河川等の状況)	○	○	○	○
②計画平面図：概ね 1/500 (造成等の位置、各種施設等の位置・名称・ 規模、道路の位置・幅員、排水の経路)	○	○	○	○
③公図写し(計画位置と隣接地の状況)	○	○	○	○
④土地の登記事項証明書(全部事項)	○	○	○	○
2 周辺の生活環境に関するもの				
⑤立地基準に関する総括表	○	○	○	○
⑥周辺の地形、地質及び地下水の状況	○	○	○	○
⑦周辺現況図：概ね 1/2,500 (計画位置、周辺の道路、河川、公共施設、 農地及び既存集落並びに搬出入道路、利 水・排水経路の状況)	○	○	○	○
⑧使用権原 (借地等の場合、使用権原を有することを 証する書類)	○	○	○	○
⑨隣接地等の状況 (計画敷地に隣接する土地の所有者及び水 路等の管理者等の理解)	△※2	△※2	△※2	△※2
⑩経過書(土地所有者等への説明経過)	○	○	○	○
3 施設の構造に関するもの				
⑪構造基準に関する総括表	○	○	○	○
⑫平面図、立面図、構造図：概ね 1/100 (埋立処理施設等の場合は仮ベンチマーク の位置を示し縦横断面図を添付、排水処理 計画、工事工程等)	○	○	○	○
⑬設計計算書 (耐力壁、排水及び汚染土壌処理能力等の 根拠)	○	○	○	○

4 施設の維持管理に関するもの				
⑭維持管理基準に関する総括表	○	○	○	○
⑮維持管理計画 (周辺の生活環境に配慮した維持管理計画： 操業時間、大気・水質・騒音・振動・悪臭 の対策、保管計画等)	○	○	○	○
⑯処理計画 (処理のフロー：汚染土壌の搬入から処理後 における処分までの一連の工程)	○	○	○	○
⑰災害防止計画 (非常時連絡体制並びに緊急措置、防災設備 及び防災対策関連法の認識)	○	○	○	○
5 その他				
⑱保管基準に関する総括表	○	○	○	○
⑲経歴（事業者の経歴）	○	○	○	○

注：※1 埋立処理施等とは、埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設のこと。

注：※2 土地所有者等から理解が得られているとき。

関係法令等との調整方法

(事前連絡)

第1 環境保全課長は、事業者が事前協議書の写しを別表に定める関係課長等に提出する前に、関係課長等に対し事業者が事前協議書の写しを提出する旨を連絡する。

(関係課長等との連絡及び調整)

第2 環境保全課長は、事前協議書に係る関係法令等に関する意見を聴取しようとするときは、関係課長等と連絡を取り、調整を図るものとし、必要に応じて関係法令等との調整のための連絡調整会議を開催することができる。

(意見書の提出)

第3 環境保全課長は、第2の規定により連絡を取ったときは、関係課長等に対し期日を指定して関係法令等に関する意見等を求めるものとする。

2 前項の規定により意見等を求められた関係課長等は、指定された期日までに環境保全課長に意見書を提出するものとする。

3 環境保全課長は、前項の規定により提出された意見書において、別に調整が必要な関係課長等があると判断したときは、必要に応じて調整のための打合せをすることができる。

(指導事項検討結果の報告に対する措置)

第4 環境保全課長は、事業者から提出された指導事項検討結果報告書の内容が第3第2項の意見書に整合しないと認めるときは、事業者に対し追加の報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

別表

関係課長等	所管する主な関係法令等
豊橋市教育委員会美術博物館長	文化財保護法
豊橋市環境部廃棄物対策課長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法
豊橋市産業部農業支援課長	農業振興地域の整備に関する法律、森林法、家畜排せつ物法
豊橋市産業部農業支援課長	土地改良法
豊橋市建設部土木管理課長	道路法、国有財産法
豊橋市建設部河川課長	河川法、国有財産法
豊橋市建設部建築指導課長	建築基準法、都市計画法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
豊橋市都市計画部都市計画課長	都市計画法、国土利用計画法
豊橋市消防本部予防課長	消防法
豊橋市農業委員会事務局長	農地法
愛知県東三河農林水産事務所農政課長	農地法、農業振興地域の整備に関する法律
愛知県東三河農林水産事務所林務課長	森林法
※その他の関係課長等	その他の関係法令等

※その他の関係課長等（協議内容に応じ必要）

豊橋市建設部道路建設課長	道路法
豊橋市産業部産業政策課長	明海地区
豊橋市防災危機管理課長	大規模地震対策特別措置法
愛知県東三河県民事務所環境保全課長	自然公園法
愛知県東三河農林水産事務所水産課長	漁業法、水産資源保護法
愛知県東三河建設事務所維持管理課長	道路法、河川法、砂防法
愛知県三河港務所総務課長	明海地区
上記以外の関係課長等	その他の関係法令等

豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、他に定めのあるもののほか豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱(以下「要綱」という。)第15条の規定により、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(文書の様式)

第3 要綱の実施のため、必要な文書の様式は別表に掲げるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年3月27日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から適用する。

別表

様式	名 称	根拠条文
様式第1	汚染土壌処理施設設置事前協議書	要綱第7条第2項
様式第2	指導事項検討結果報告書	要綱第10条第2項
様式第3	工事着手届	要綱第12条第1項
様式第4	工事完了届	要綱第13条第1項

別紙 1

汚染土壌処理施設の設置に係る事業計画の概要	
1 汚染土壌処理施設の設置予定場所	
2 設置予定場所の選定理由	
3 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類	
4 汚染土壌の主な処理方法及び処理能力	
5 処理後の土壌等の主な搬出先	
6 処理に伴い不要物が生じた場合の搬出先	
7 汚染土壌処理施設の設置に関連して必要とされる土壌汚染対策法以外の法令に基づく許可、認可、届出等を必要とする場合は、その種類	
8 その他、備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第2（第10条第2項関係）

指導事項検討結果報告書	
年 月 日	
豊橋市長	様
住所 氏名 <small>（法人にあっては、名称及び代表者氏名）</small> 電話番号（ ） -	
年 月 日付けで事前協議書を提出し、豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項の規定により指導事項の通知のあったこのことについては、次のとおり措置しますので、要綱第10条第2項の規定により報告します。	
指導事項	措置内容

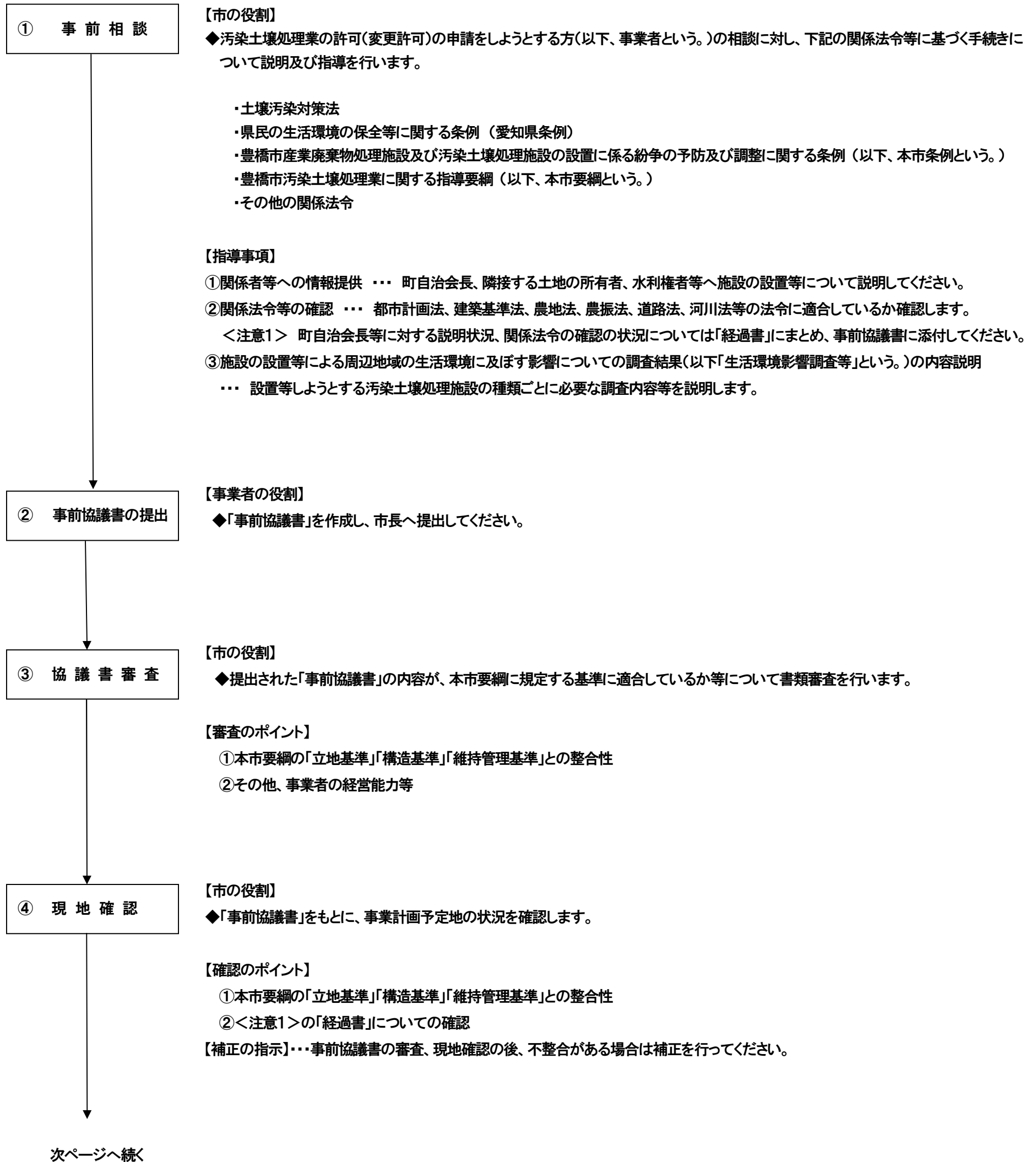
- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 措置内容の欄には、措置年月日を付記すること。

様式第3（第12条第1項関係）

<p>着 手 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 <small>（法人にあっては、名称及び代表者氏名）</small> 電話番号（ ） -</p> <p>豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱第12条第1項の規定に基づき、汚染土壌処理施設の設置に着手したいので、次のとおり届け出ます。</p>	
汚染土壌処理業 許可年月日	年 月 日
汚染土壌処理業 許可番号	第 号
施設の区分	<input type="checkbox"/> 浄化等処理施設（浄化方法： ） <input type="checkbox"/> セメント等製造施設 <input type="checkbox"/> 埋立処理施設 <input type="checkbox"/> 分別等処理施設 <input type="checkbox"/> 自然由来等土壌利用施設
設置場所	
着工年月日	年 月 日
添付書類	関係法令上の許認可等を取得したことを証する書面の写し（設置に着手する前に当該許認可等を取得することが必要な場合）及び工程表

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 該当する口欄にレ印を記入すること。

汚染土壌処理業の許可申請に係る事前手続き フロー



⑤ 他法令等調整

【市の役割】

◆関係する他法令について適合しているかなど、チェックと指導を行います。
(周辺の生活環境の保全について技術的な観点等から関係法令等との調整を図るために、連絡調整会議を開催する場合があります。)

【事業者の役割】

◆「事前協議書」の内容を、関係法令を所管する行政機関の関係課等に説明してください。

① 資料の提出と説明事項

- 1) あらかじめ事前協議書の写しを関係課等に持ち回り提出してください。
- 2) 関係課等に提出の際、計画の概要、周辺地域の生活環境に及ぼす影響等を説明してください。

② 指導事項の報告

- 1) 関係課等から指導事項の通知を受けたときは、速やかに必要な措置を検討し、市長に「指導事項検討結果報告書」を提出してください。

⑥ 事業計画書の提出

◆本市条例に基づく「事業計画書」を作成し、市長へ提出してください。

⑦ 本市条例の手続き

◆本市条例の手続きフローを参照してください。

⑧ 法手続きの開始

◆汚染土壌処理業の許可の申請(変更の許可の申請)

【市の役割】

◆申請に対し、審査を実施し、内容が審査基準に満足していれば「汚染土壌処理業の許可証」を交付します。

⑨ 施設 の 設 置

【事業者の役割】

- ①汚染土壌処理業の許可(変更の許可)後、施設の設置等に着手する前に「着手届等」を提出してください。
- ②当該施設の設置(変更)が完了したときは、「完了届」を提出してください。

【市の役割】

施設について、完了検査を実施します。

【検査のポイント】

設置された施設が、本市要綱の基準等、本市条例の手続きの結果、土壌汚染対策法の許可申請の内容に適合しているか検査します。

※検査の終了後でなければ、施設は使用できません。

豊橋市環境部環境保全課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話 0532-51-2390

FAX 0532-56-5577

E-mail kankyohozen@city.toyohashi.lg.jp

(2024.4)